



昭和43年7月16日 京都市東山区「ホテル楠荘」において全国青年税理士連盟京都大会（正式には第一回代議員総会）が開催された



発行所
全国青年税理士連盟
 東京都豊島区南池袋
 2-13-10(03)987-4416
 (前田税理士事務所内)
 編集兼発行人 寺西一三

全国青年税理士連盟京都大会盛大に開催

全国青年税理士連盟発足後、初の全国大会が、七月十六日午後二時より京都市東山区「ホテル楠荘」に於て開催された。当日は真夏の暑さにもかかわらず、役員、代議員、会員約百三十名が出席し、来賓として植木充敏先生（参院・京都・自民）、横山利秋先生（衆院・愛知・社会）、永末英一先生（衆院・京都・民社）勝間田社会党委員長、野々山一三先生、藤原大阪税理士会々長、(日税連会長代理) 満田東京税理士会々長、北川名古屋税理士会副会長、関本東京税理士会副会長、広瀬大税京都支部長、加藤全国婦人税理士連盟会長等多数の諸先生を迎えて、定刻橋田義明君（大阪）司会のもとに開会した。

まず、開会のことばを今回の大会委員長である森金次郎君（大阪）が述べ、代表幹事前田宜久君

- （東京）の挨拶があり、つづいて議長に前田代表幹事を選任し、議事に入った。
 - 第一号議案 初年度事業報告の件
 - 第二号議案 同収支決算並びに財産目録等承認の件
 - 第三号議案 同会計監査報告
 - 第四号議案 昭和四十三年度事業計画案承認の件
 - 第五号議案 同収支予算案承認の件
- 以上の各号議案について出席した代議員、役員により終始活発な意見の表明と真剣な討議があったのちいずれも原案通り可決された。
- 第六号議案 役員選任の件
 - 服部徹義君（東京）が選衡委員長となり、委員六名で選衡の結果代表幹事三名はいずれも再選することとし、次のように決定した。尚担当幹事は、役員会で選任することとなった。
 - 代表幹事 前田宜久（東京）
 - 副代表幹事 森金次郎（大阪）
 - 同 加茂 武（名古屋）
 - 同 鈴木周三（東京）
 - 第七号議案 大会決議文決定の件

加茂武君（名古屋）より提案があり、日税連の法対策本部が、昨年十二月結成され発足しているにもかかわらず、政策面での論議はなされていない。商法改正（監査後問題）、税理士法改正について、いずれも急を要する問題であるから一刻も早く全国的統一実践運動を展開すべし（要旨のみ）との決議文を採択し、直ちに、日税連及び、各単位会に申入れを行うよう決議した。

引続き、新役員を代表して、前田代表幹事より第二年度の本連盟の活動についての力強い決意が表明された。

なお、来賓の諸先生から「祝辞を頂き、最後に、加茂副代表幹事の閉会のことばをもって、盛会のうちに、有意義な総会を終了した。

なお総会終了後研究部主催の講演会が開催され、「世界情勢について」と題して、京大教授上坂堯先生の講演があり、厚生部主催の懇親会が和やかに催され、翌日には祇園祭の鉦巡行を観覧し、散会した。

第二回、第三回の大会には文字通り全国の志を同じくする青年税理士が一堂に会し、第一回にまさる成果を挙げるべく、積極的に組織の拡大を図りたいと考えている。

(総務部長桑原裕)

**法対策の強力な
推進を決議**

第一回代議員総会

大会決議の具体化と各部事業を決定

役員会報告

昭和四十年年度、第一回役員会は八月二十四日、名古屋税理士会館において開催され、極暑にもかかわらず東京、大阪、名古屋の全青税役員三十名が出席し、司会桑原裕(東京)議長前田宜久(東京)によって約四時間にわたり熱心に本年度の会務の運営について審議が行なわれた。

(一) 各単体会選出役員の決定

代表幹事、副代表幹事は、さきの京都における総会で再選されているので、各単体会選出の役員が選任された。

(二) 各単体会選出代議員の決定

七月一日現在の各単体会の会員数により、大阪合同二十四名、東京十七名、名古屋十二名の合計五十三名の代議員が決定した。

(三) 各部事業計画の打合せ
当日選任された各部幹事が各部ごとに別れて、本年度の事業計画について慎重に審議し、各担当部長により具体的な計画が発表された。各部の予算額があまりにも少額にて、計画を具体的に推進するための資金の抽出の問題が今後に残された。

法改正問題について

京都において開催された第一回定期代議員総会で取上げられた法対策に関する運動方針について活発な意見交換が行なわれ、全会一致団結して、この問題に当ることとし副代表幹事を連絡委員長として、情報交換等を図ることとした。

(四) 次回の定期代議員総会開催地について

原則として名古屋で開催するが東北地方、北海道地方、九州地方に青税連結成の動きがあるので、それらの地方で結成され、全国青税連に加入するならば、その地で次回の総会を開催し、名実共に全国青年税理士連盟として発展強化していこうということになった。役員会は午後五時閉会し、午後六時より東天閣にて懇親会にうつり郷土色豊かな歌が多数とび出し和気あいあいのうちに午後八時散会した。(増田昌弘)

研究部事業活動方針

研究部長 宅野 仰

全国青年税理士連盟の基本的方針は、親睦と研究であり、この面で研究部を担当することは、いかに私自身の責任が重大であるかを痛感すると同時に、会員諸兄の協力をお願いしなくては、何事もなし得ないこともまた事実であります。

一見、親睦と研究という言葉のニュアンスは、溫和にして消極的

の感がありますが、獅子は一虎を捕えるに全力をつくし、一兎を捕まへるに全能をつくさなければなりません。税理士会の若獅子としての諸兄は、力と知識と、それらを活用する知恵を持つ必要さは、全員がそれぞれ個々の努力をしなければならぬことを意味します。若さと活力のみでは当面する諸問題の解決には不十分であることはいうまでもありません。

研究の方法は大別して次の区分になります。
一、外部より高度又は必要な知識を研修する。
二、内部の自発的研究を通じ研修する。
三、会員内部の共通問題を会員間で討論する。

このうち、二、三を中心に行ないたいと思えます。当面の問題として、岡部前部長の決定事項を継続事業として行ないます。

一、これからの事務所はこうあるべきだ
二、私の事務所はこうしてきた
三、審査事例と結果
これらを会員から論文で募集し、研修の資料といたします。長期的共通討論の問題として、各単体会を中心に「税務監査論」を研究し、各単体会の中間報告を通じ、更に深度のある研究を行ないます。

適用、税務行政に差異がある場合等の問題について、情報の交換を行なうと同時に、これについて研究します。

以上の事業方針を実行するにあたり、各単体会の実情、法対策に関する諸研究のあり方等、時とところにより方針の一部をやむなく変更することもあろうかと存じますが、あらかじめご諒恕をお願いいたします。

厚生部事業活動方針

厚生部長 林 実

◆ 活動方針
全国青税連が結成されて以後、まだ日浅く厚生部の事業活動はほとんど行なわれていなかったため「研讃と親睦」を旨とするわれら青年税理士の親睦のパイプを全国に通す目的で、今後積極的な事業活動を、予算と時間の許す限り実現して行きたいと思っております。各単体会では趣味別の厚生活動が行なわれているようですが、一人でも多く参加することが出来てかつ意義深いものを計画し、広域的な親交をすすめることにより、全青税の健全な発展の一助としていど念願しています。

○ 場所 名古屋市熱田区旗屋町 熱田球場
○ 参加人員 一チーム 14名以内(監督、コーチを除く)の登録選手とする
なお、選手登録は十一月五日までに厚生部長まで行なうものとする。
○ 賞品 優勝チーム トロフィー及びレブリカ
参加賞 参加者全員
○ 懇親会 競技終了後、参加者全員にて夕食会を開催。
△ ゴルフ大会 △
○ 日時 未定。
但し、第二回定期総会の翌日。

◇ 事業計画
△ 軟式野球大会 △
○ 日時 十一月九日(土) 10時
東京、大阪、名古屋より各一チーム合計三チームによる総当たり戦を、日本軟式野球連盟ルールにて行なう。

○ 場所 三好カントリークラブ
○ 競技方法 18ホール メダルプレー
ハンディキャップはキャラウェイハンディにより団体戦および個人戦を行なう。
○ 参加人員 60名以内
△ 麻雀大会 △
○ 日時 未定
但し、第二回定期総会の翌日。

○ 場所 定期総会会場周辺の旅館。
○ 競技方法 日本純生麻雀ルールによる団体戦及び個人戦を行なう。
○ 参加人員 80名以内 20卓。

広報部活動方針

広報部長 寺西一三

全青税広報部の基本方針は、機関紙の当然の使命たる各部の事業活動を詳細に報道する事はもちろん、全青税の本年度の主目標たる未組織地域青年税理士の組織化のためにも、連盟のPR活動を積極的に働きかけて行きたい。尚各青税単位の広報部長会議の推進に努め、視野を全国的に広げ、全国の青年税理士の姿を全会員に報告したいと考えている。

具体的にはPR活動の積極化のためにも会報をより多く発行したいのであるが、原則的には年三回(10月1日、2月1日、6月1日)とし、会員数外に数千部増刷し、未組織地域の青年税理士に発送することを考えている。急を要する諸問題に関するニュースは、随時、臨時号を発行することにして

福島税試同友会と懇談

—全国組織強化委員ら東北をたずねる

全国組織の強化を本年度の目標に掲げている全国青税連東京会は、前田宜久君を委員長に、東北担当高相芳彦君、北海道担当服部徹義君を陣頭に未組織地区の結成に努めているが、その第一陣として、去る九月二十一日(土)郡山市郡山学院における福島税試同友会主催の講演会に岡本和幸君他五名を講師として派遣し、松岡理事(須賀川)の司会により商法問題を中心として、現在われわれ税理士の当面する諸問題を熱心に討議し、殊に問題の多い商法民事局試案第十一条をはじめ職業會計人一本化への質疑など問題意識を昇めると共に彼我の交流に一段の前進を見た。

講演終了後、懇談会の席上特に

青年税理士の責務

大坂生山 信一

税理士法が制定されて十七年を経過し、税理士登録者も二万人を超えている。しかし、税理士の地位はお世辞にも向上したとは言えないであろう。その証拠に近年税理士界は、税理士法の改正、社会保険労務士法・監査役制度の改正等の諸問題に次々と遭遇し、その度に税理士の

権益擁護と地位の向上が叫ばれているのではない。ここ数年の間に、各地に青年税理士連盟が結成され、これが全国的な組織(全国青年税理士連盟)に発展し、活発な運動が展開されつつあるのも、真剣に税理士の将来を考え、若き情熱をもって税理士の権益擁護と地位向上に資する

全国青税連役員一覽

代表幹事

前田 宜久(東京)

副代表幹事

森 金次郎(大阪)

総務部長

桑原 裕(東京)

同 幹事

大 阪 徳田賢次・青木郁二
名古屋 吉富六石・表野和夫
東京 増田昌弘

研究部長

宅野 仰(東京)

同 幹事

大 阪 住野和彦・更谷昭三
名古屋 岡部辰一・桐山靖作
東京 川合 寛

厚生部長

林 実(名古屋)

同 幹事

大 阪 広瀬伸彦・清水幸子
名古屋 各務重則

広報部長

寺西一三(大阪)

同 幹事

大 阪 中居朝夫
名古屋 精園英一・大崎栄治
東京 村田 昭・香山馨根

監 事

松村 一雄(大阪) 平井 晃(名古屋)

代 議 員

小路与吉(東京)

大 阪 橋田義明・沼田壮一・福西幸夫・東岡英男・杉永幸雄・井脇健藏
名古屋 木ノ本妙子・新田義信・大塚勇
羽賀寛治・田中成人・林 光伸
清水洋一・中谷俊文・角谷 昭
河野実造・北田 功・小泉 行
池田博和・芦田照夫・矢頭 昇
藤本要・長谷川三夫・田中義巳
森野 晃・精園英一・吉富六石
大 阪 各務重則・表野和夫
名古屋 三村国夫・西田泰斗
野崎義雄・岡部辰一・岩付一男
井次雄蔵・岩田克夫・荻野弘康
木部弘人・後藤次仁・小林道夫
坂本政雄・志岐昭敏・下田 敬
高相芳彦・戸田才一郎・中村昌夫
西尾祐男・服部徹義・宮崎重太郎
諸橋市郎・山神昇

名古屋

東京

株式会社監査制度改正案を考へる

商法改正試案に対する一考察

名古屋 真田 新之助

近時目ざましい発展をとげてい

る日本経済は、その副産物として種々な社会現象を生み出している。たとえば、株価の大きな変動であり、大企業（株式市場上場会社のような）の倒産というような事態であり、これらは一般大衆の生活に接近したものと考へられる。かかる現象が会社に浸透して、一般大衆に影響を及ぼすことが大となり、かつ、経済的に不安な状態がしばしば起る事になつてくれば当然のこと何らかの法的規正が要求されることになる。過去における、商法、証券取引法、独占禁止公正取引に関する法律、等の一連の改正は、すべてが経済の発展に伴つて要求されたものである。しかしながらこれらの改正がすべて適正妥当であつたかは、改正が更に改正を求めざる事象の全くなかつたとはいへないことから疑問なしとしない。

— 監査役問題について —

今度発表された商法改正に対する民事局試案も、もちろん改正を要求する日本経済の現況に基づき立案検討されたものであるが、はたしてその成果がどのように挙がるか

は未知数であろう。

今回の改正案のポイントの一つに監査役問題があるが、このようにその権限を強化することによって会社経理の乱脈と、事業運営の無軌道は予防されるかにも見えるがはたして改正前の商法にはこのような予防線は考へられなかつたか？、否かである。試案に盛り込まれた監査役制度は、現行商法が取締役会という複数人格によって構成される機構に与えているものと相似しているからである。すなわち、現在の取締役会の機能が充分活用されれば、この試案にいうような監査役の権限の強化はその必要性が半減されよう。全国の全法人の九十パーセント以下を占める中小法人が現在の取締役会の組織を充分に活かしているとは考へられな

— 会計監査人制度

今回の改正試案の内でも最も関心のある点は、会計監査人制度を導入した大会社の特例である。これ

は一般法である商法に、特定の制度を初めて導入しようとする試みであり、法体系上からも大きな問題を提起する点といえよう。一般論的な考へ方からしても、かかる特例の型を商法の中に存在せしめることは、爾後種々の障害を予想せねばなるまい。

今一つ大きい疑問は、会計監査人は△計算書類▽について監査を行うようにと述べられている点にある。この△計算書類▽とは如何なる内容を指すものであろうか。この△計算書類▽という言葉は一般普遍的な表現であることは否定出来ないが、商法上に如何なる内容を指すものであるかの明定がない。監査役の監査においてはその対象書類が明確に規定されているが、会計監査人の監査対象書類が△計算書類▽とのみの表現をもっていることははたして如何なる含みを有するものであろうか。

— 大会社の規定の仕方について —
大会社を一億以上の資本金の会社と規定していることは一見極めて明確であるようにみられるが、現在の日本経済の中において資本金の額をもつてのみかかる区分を規正することは非常に妥当性を欠くと思われる。何となれば株式会社の現実の姿からして、株主の数、資産、負債の内容、営業区域の広狭等を勘案しても、と具体的な準備を定めることが必要であると考へるからである。又、単に資

本金の額をのみとみてても、一億円以上という線は低額にすぎないまらぬが、それは、経済状況のすう勢、物価の上昇度合を、熟視すべしうなずけるものと思ふ。

『会計監査人』の導入そのものも、その資格に公認会計士、監査法人をのみ限定していることは如何なるものであろうか。一つの大会社の証取法の監査に数百日を要請される現況において、あらたに一億円以上の株式会社に対して、きびしい規正に基く監査を徹底して行わしめることは、彼等の数からして絶対安全な、完璧な、新しい法の求める監査報告をうみ出させることは、非常にむづかしいと思われる。現実には、日通、山陽特殊鋼等の例をみても判明することく、はたして今後完璧な監査をわれわれが期待することには、ぼう大な日数と手間を要することは歴然であり無理であらう。同族株式会社でありても、一億円以上の資本金を有するが故に、会計監査人の監査を受けねばならぬとしたとき、たとえば、大きな義務と責任が会計監査人に課されるとはいつても、はたして外部関係人すべてが満足するような監査報告が期待されることはむづかしいのではなからうか。

これに加うるに、商法と、証券取引法との間の調整に関して、何等明解な手段を見出せない現状をいわねばならない。このことは、会計監査そのものについて混

乱を招くことになりかねない問題を含んでいる。すなわち株主総会に報告する際の監査役の意見と会計監査人の意見がくい違つた場合、業報告を株主総会で通過させてしまふことになる場合も起り得る。まだまだ問題は多くあろうが、はたしてそれが認められようか。

— 結論として —

さて、このように考へてくると今回の改正試案には、もう手を挙げて賛成出来ぬ要素が極めて多いことに気づく。この試案が、単に公認会計士の職域拡張であるとしてのみわれわれ税理士が反対するのではない。もちろん、端的に考へても一億円以上の資本金を有する株式会社を関与先に有する税理士は、よほどの事情がない限り、会計監査人たる公認会計士が採用される以上、ポイントのうきめをみることは明らかである。又、この現実が、支配会社の会計監査人の行なうこれらの行為にまで拡がって、中小企業に關与している税理士の職域に影響をあたえることは否定出来ない。

しかしながらわれわれ税理士は単にその事のみにとどまることなく、もっと深く日本経済の動きをとらえてそれをもとに、この試案を再検討する必要がある。

- ×
- ×
- ×
- ×
- ×

実情無視！

実効のない監査役の権限強化

東京 香 山 磐 根

昭和四十年の秋から法制審議会の商法部会で審議されていた商法改正案の狼煙が、法務省民事局参事官室試案という形で世間に公表された。経済団体、学界その他各界に意見を求め、その意見を参考として更に審議を続行するというが、骨子においては変わりなく、近い将来改正法案として国会に上程されるのが予想される。日税連も意見を諮問され十月十日までに各単位の意見を徴し、これを取りまとめ日税連の意見書を作成し、十月十六日答申した。東京税理士会の意見書によると、試案の第一から第十まで、すなわち監査役の職務権限の強化については「中小会社に対する配慮がかかること、その意見をほとんど聞いていないこと等、種々の問題点があるが、監査役の権限及び地位の強化という基本的方向について特に意見はない。」と誠に意味のよく分らない表現をしている。暗にその基本的方向を是なりとして黙認するというのが、それとも真面目に評価するに足りないという意味なのか。これが日税連の意見書になると「監査役の権限ならびにその機能強化のための措置を講ずることは、現在の社会情勢下において基本的方向としてはその必要性

世間につたえられ、これが税理士業務との競合の問題で税理士業界を大いに刺戟したのであった。しかし監査役の廃止は財界の強い反対にあって審議会も断念し、二年余に亘る審議の結果は、廃止したいと欲する無能の監査役の職務権限を強化するという全く正反對の考え方をもちてこれにかえてきたのである。昭和二十五年の商法改正前の監査役の権限より更に拡大した権限を付与することにより企業の紛飾決算や、取締役等の不正行為を防止しようというのである。現行商法によると、取締役が業務監査機能を営むことになっているが、それらの取締役の殆んどが従業員を兼ねていて代表取締役の指揮下にあり、業務監査など思いもよらないのである。そこでその監査権を業務執行に關与しない監査役に与えようというのであるが、大きな会社の監査役の実体はどうであろうか。独立した第三者が監査役に選任されるというより、実際には従業員の中で有能ではあるが取締役にするほどでもない人を監査役にまつり上げていく事例が多い。甚だしきは総務部長や経理部長を兼ねている例さえ見受けられる。試案によると監査役の権限を拡大し、独立性を強化しその地位を安定させる条文は羅列されているが、やはりその選任は株主総会が行なうことになっていく。株主総会の実体は取締役会で定めたことを形式的に承認するにすぎないのだから、監査役は結局は取締役会（ひいては大株主）の

意向に従属することになるわけである。法文上どんな権限を付与しても、その機能を果さないことは現行商法における取締役会の業務監査機能と同じことである。更に試案第十一の大会社の特例においては、監査役が従来から有していた会計監査機能を、資本金一億円以上の会社についてはこれを実質的にとり上げ、会計監査人の監査報告に基いて単に報告書を書くにすぎない地位に墮しているところを見ると、この試案の作成者もまた、監査役を有能とみていないものと思われる。資本金一億円未満の会社の会計監査には四週間の期間が与えられているが（試案第九の二）、一億円以上の会社の監査は、会計監査人が四週間かけてやって、監査役はその報告に基き一週間内に報告書を提出せよ（試案第十一の七の4）にそれがよく表現されている。資本金一億円を境として、以下なら会計監査能力を有し、以上になると監査能力を失う監査役——そんなあり得ない監査役に何の期待ができるであろうか。

中小会社の監査役の実体は大部分が名目だけの監査役で、甚だしきは誰か一人、監査役を選任しなければ登記できないので形式だけ選任されたことになっている監査役もあれば、任期満了後、再選されたかどうか知らない監査役もいる。このような監査役の職務権限をいかに拡大強化したとて、実効性には全く無関係である。審議会としてこの実体を知らぬ筈がない。これを知りながら監査役の職務権限の拡大強化などといって、あたかもこれによって取締役等の不正をはじめ、企業の紛飾決算や、倒産を防げるかのごとき印象を世間一般に与えること、および、企業の倒産があれば法律の上では監査役の職務懈怠による責任であるかのごとき無稽さを露呈することによって世間を欺くものであるということができる。経済社会の実情を無視し、実効の期待性がなくしかも世間を欺く怖れのある試案の基本的方向を容認するがごとき、日税連の意見書や、批判を避けている東京税理士会の態度は間違っていると思う。

十月十二日の東京青年税理士連盟の臨時総会における大会宣言、「試案について慎重に討議した結果、実効が少なくむしろ弊害のみが多いと解されるので、断固反対する」との基本的態度を明確にし、必然的に要請される経済関係法の抜本的改正を要求するため、積極的な運動を展開する。」これこそは率直かつ明快に、我々のとるべき基本的態度と指向を示しているというべきである。

を認めるものであります。……云々。」と必要性を認めるという言葉でその基本的方向を容認しようとしている。

試案第十一「大会社の特例」については、東京税理士会は「反対」日税連は「絶対反対」と理由に多少の差こそあれ反対を打ち出している。これはさておき試案の一から十までの基本的方向ははたして実効性の面から容認すべきか然らざるかを考えてみたい。思うに昭和四十年三月山陽特殊鋼の倒産以来大企業が相次いで倒産して多数の下請業者や株主などに損害を与え、しかもそれらがいづれも粉飾決算により欠損をかくして配当をしたり、多額の役員賞与を取締役らが分け取っていた事実が明るみに出るに及んで俄然、粉飾決算は是正されねばならない社会悪として世間の指弾を浴びるに至った。そしてこれらの大企業の粉飾決算を監査しながらこれを明らかにせよ、虚偽の監査証明を書いた公認会計士に対する世間の信頼は低下した。粉飾決算の追放というお題目に始まったこの問題は無能の監査役を廃止し、会計監査人により全法人を監査させようという、当局の意図が某紙によって

世間につたえられ、これが税理士業務との競合の問題で税理士業界を大いに刺戟したのであった。しかし監査役の廃止は財界の強い反対にあって審議会も断念し、二年余に亘る審議の結果は、廃止したいと欲する無能の監査役の職務権限を強化するという全く正反對の考え方をもちてこれにかえてきたのである。昭和二十五年の商法改正前の監査役の権限より更に拡大した権限を付与することにより企業の紛飾決算や、取締役等の不正行為を防止しようというのである。現行商法によると、取締役が業務監査機能を営むことになっているが、それらの取締役の殆んどが従業員を兼ねていて代表取締役の指揮下にあり、業務監査など思いもよらないのである。そこでその監査権を業務執行に關与しない監査役に与えようというのであるが、大きな会社の監査役の実体はどうであろうか。独立した第三者が監査役に選任されるというより、実際には従業員の中で有能ではあるが取締役にするほどでもない人を監査役にまつり上げていく事例が多い。甚だしきは総務部長や経理部長を兼ねている例さえ見受けられる。試案によると監査役の権限を拡大し、独立性を強化しその地位を安定させる条文は羅列されているが、やはりその選任は株主総会が行なうことになっていく。株主総会の実体は取締役会で定めたことを形式的に承認するにすぎないのだから、監査役は結局は取締役会（ひいては大株主）の

意向に従属することになるわけである。法文上どんな権限を付与しても、その機能を果さないことは現行商法における取締役会の業務監査機能と同じことである。更に試案第十一の大会社の特例においては、監査役が従来から有していた会計監査機能を、資本金一億円以上の会社についてはこれを実質的にとり上げ、会計監査人の監査報告に基いて単に報告書を書くにすぎない地位に墮しているところを見ると、この試案の作成者もまた、監査役を有能とみていないものと思われる。資本金一億円未満の会社の会計監査には四週間の期間が与えられているが（試案第九の二）、一億円以上の会社の監査は、会計監査人が四週間かけてやって、監査役はその報告に基き一週間内に報告書を提出せよ（試案第十一の七の4）にそれがよく表現されている。資本金一億円を境として、以下なら会計監査能力を有し、以上になると監査能力を失う監査役——そんなあり得ない監査役に何の期待ができるであろうか。

中小会社の監査役の実体は大部分が名目だけの監査役で、甚だしきは誰か一人、監査役を選任しなければ登記できないので形式だけ選任されたことになっている監査役もあれば、任期満了後、再選されたかどうか知らない監査役もいる。このような監査役の職務権限をいかに拡大強化したとて、実効性には全く無関係である。審議会としてこの実体を知らぬ筈がない。これを知りながら監査役の職務権限の拡大強化などといって、あたかもこれによって取締役等の不正をはじめ、企業の紛飾決算や、倒産を防げるかのごとき印象を世間一般に与えること、および、企業の倒産があれば法律の上では監査役の職務懈怠による責任であるかのごとき無稽さを露呈することによって世間を欺くものであるということができる。経済社会の実情を無視し、実効の期待性がなくしかも世間を欺く怖れのある試案の基本的方向を容認するがごとき、日税連の意見書や、批判を避けている東京税理士会の態度は間違っていると思う。

十月十二日の東京青年税理士連盟の臨時総会における大会宣言、「試案について慎重に討議した結果、実効が少なくむしろ弊害のみが多いと解されるので、断固反対する」との基本的態度を明確にし、必然的に要請される経済関係法の抜本的改正を要求するため、積極的な運動を展開する。」これこそは率直かつ明快に、我々のとるべき基本的態度と指向を示しているというべきである。

株式会社監査制度改正案を考える

株式会社監査制度改正案を考ふる

証取法の充実強化をはかれ

— 商法改正試案について —

大青税研究部 清水 明

株式会社と密接な関係にある我々税理士にとって、過日発表された「株式会社監査役制度改正に関する試案は、今後の税理士の職域権益にも、直接つながる重要な問題を含んでいるので、大青税兵庫県支部では、例会議題として、名青税の野崎義雄氏を講師に迎えて研究部主催による「試案に対する討論会」を40名の会員が出席して行なった。まず住野支部長の挨拶のあと、商法改正特別委員として当初よりこの問題にとり組んでこられた野崎氏より改正試案発表に至るまでの経過、主なる改正点、および問題点につき詳細な説明があった。さらに我々税理士としてしなければならぬことは、改正試案に対して反対であるという意見表明にとどまるだけでなく、反対のための具体的な活動を如何に進めていくかという実行の段階にある。即刻、反対運動を他の団体とも協力して展開しなければ、将来大きな悔を残すことになろうという力強い意見の表明がなされたあと、討論に入り終始活発な意見の交換が行なわれた。

討論の内容を詳細に記載することは紙面の都合上できないので、

その要点のみの記載にとどめる。
— 監査役制度について —
○監査役に会計監査のほかに業務監査をも行なわせるという昭和25年以前の商法を復活するとともに更に権限の拡大と独立性の強化をはかろうとしているのだが、最も根本的な問題は、株式会社の実体からみて、監査役と権限が充分發揮出来るような運用が果たして可能であろうか。

○監査役資格制限、任期の延長、監査期間の延長、報酬を定めること等、すべての株式会社に適用的な運用がなされることになれば、現在でさえも、小企業においては充分運用されないために野放しになっている状態が更に大きくなる可能性がある。つまり、小企業に対する配慮がなされていないために大きな負担を強いることになる。

○商法の適正な運用の面から、試案通り改正が行なわれるとすれば、株式会社より有価証券への移行のための経過措置を設けるとか、大会社に適用される商法と中小会社に適用される商法に分けるなり何らかの措置が早急に必要になることなく商法改正がなされるならば、やたらに混乱を招く結果となるのではない。

○この試案が発表される発端となつたのは、証取法にもとづく会計士監査において、山陽特殊製鋼や、山一証券、最近での日本通運のような大手会社の粉飾決算を見過していた事実が判明して、これが社会問題となったことによるものであって、これは公認会計士制度の歴史が浅くその基礎が弱いというに、監査人員、監査日数、監査報酬等の面に原因しているのだから、これらの問題は当然証取法の強化によって解決されるべきものである。損害賠償責任まで負う会計士制度を導入しようとする試案には、良識ある公認会計士なら反対することだろう。

○大会社にあっては株主、債権者その他の利害関係人が多く経理内容も複雑であるから、その計算書類については、独立した会計専門家の監査を受けることが望ましいので、資本金一億円以上の株式会社では、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならぬとされているが、大会社の範囲を単に資本金一億円以上の株式会社と画一的に定めることは、経済状況の変化を無視したものである。

今日では一億円程度の株式会社には、同族会社や非公開会社が多数存在しており、このような会社では会計監査人の導入によって特別な利益もないように思われるので、資本金基準を三億円ないし五億円に引上げるなり、資本基準の

ほかに株主数による制限をするなり、従業員数、総資産等の基準を加して、特例の適用される会社の範囲を更に制限する必要がある。

○証取法にもとづく会計士監査が株主総会で承認され確定した財務諸表について行なうものであるため、監査の結果粉飾を発見しても、すでに配当なり役員賞与として流出したものを回収することが困難であるので、取締役の作成した計算書類について、株主総会前に公認会計士又は監査法人が監査して、その監査結果を株主総会の承認決議に反映させることによって違法な社外流出を防ぐことを試案は意図しているようであるが、企業に関する一般基本法である商法のなかに特例とはいへ、特定の会社のみ適用される規定を入れることは適当ではなく、この問題の解決は、商法の強化なり他の特別法を制度化することによってなされるべきである。

○大会社の特例三において、会計監査人の欠格事由が掲げられているが、我々税理士の職域権益に大きな影響を及ぼす問題点がある。会社は、その取締役、監査役若しくは使用人から報酬を得て公認会計士、監査法人の業務以外の業務を継続的に行なう者は、会計監査人となることのできないとなっている。「業務以外の業務」とは、当然税理士業務が含まれるものと理解しているが公認会計士等が、監査と税理士業務をあわせて行なうことができないという見解もあることであるが、はたしてその

ようなことが可能であるならば、資本金一億円以上の株式会社に関与している税理士の職域が犯されてくることは、時間の問題である。

○支配会社の会計監査人は、その職務を行なうための必要があるときは、従属会社に対し会計に関する報告を求め、又は従属会社の業務及び財産の状況を調査することができるとなっているが、連結財務諸表制度の導入に伴って、将来支配会社と従属会社とを一体化した申告納税制度を採用されるようなことになれば、従属会社である中小会社をその主たる職域としている我々税理士の職域は、大幅にせばめられる可能性が充分にある。

以上のような意見交換があったのち、次の三つの理由により、改正試案に反対であるという統一意見を發表することとした。

(1) 監査役と権限と独立性を、如何に強化してもその効果をあげることが出来るか否かは経営者の考え方一つにかかっている。

(2) 小会社では、現行商法においてすら完全に履行することがむづかしい部分が多いなかで、改正試案では、小会社に対する配慮が何らなされていない。

(3) 会計監査人制度の商法への導入によって、大会社の粉飾経理の防止を考ふるより、証取法の充実強化なり、商法以外の特別法に重点をおいてなされるのが妥当である。

○監査役制度の導入に伴って、将来支配会社と従属会社とを一体化した申告納税制度を採用されるようなことになれば、従属会社である中小会社をその主たる職域としている我々税理士の職域は、大幅にせばめられる可能性が充分にある。

以上のような意見交換があったのち、次の三つの理由により、改正試案に反対であるという統一意見を發表することとした。

太田発言について

東京 高 相 芳 彦

中央経済社発行、税理士、公認会計士受験指導誌「会計人コース」9月号に掲載された「職業会計人の将来性」というインタビューの中で、太田哲三氏は、株式会社税務代理は公認会計士でなければならぬと述べている。その理由は、税理士の試験制度では、会計学の素養は十分に与えられていない。所得税程度のものであればけっこうだが、法人税の問題になると公認会計士ぐらいの素養がなければいけないというのである。

これは、はなはだしい議論というほかはない。一体、どのような根拠をもって、税理士の、会計学に関する素養が、公認会計士に劣るなどと断定できるのか。税理士試験は、簿記、財務諸表を必須科目としており、その試験は、公認

会計士試験とくらべて少しも遜色がない。法人税法が所得税法のうち一つを選択することになっているが、これらも、会計学の素養が十分でなければ、合格できない。単に会計学の素養があるというだけで、株式会社税務代理は公認会計士にかぎるといっても、乱暴な話ではない。会計学や会計実務に熟達するばかりでなく、税法その他関連する諸法令について、広汎な知識経験をもたなければ、税理士の業務を満足に行なうことはできない。むしろ、公認会計士は、税理士としての適格性にかけるとさえない。

このように太田発言が税理士に關して無知であるばかりでなく、全く無責任なものである。太田氏は、この発言の中で、「

従来の税務が幾ら税金をまけさせるから幾らよこせというような仕事」であるといひ、「私は税理士業務はやりませんが、相談だけは伺っております」、といっている。税理士業務をやらぬ人が税理士業務について權威あるもののように発言し、従来の税務が請負仕事のように税金をまけさせることであると全く誤った見解をのべている。又、税理士の登録をしていない氏が、税務相談をうけることは税理士法違反の疑いが生ずる。

太田発言は、税理士および税理士制度を愚弄し、職業会計人を志す人をまどわし、社会に誤解を植えつけるものである。中央経済社も同罪である。それとともに考えるべきことは、公認会計士監査を主眼とする今回の、監査役制度改正と無関係ではないということである。太田発言は、はしなくも、公認会計士の意図を露呈したものでありわれわれは、これをきびしく弾劾しなければならぬ。

昨年、東京・大阪・名古屋の青税連を中心とした全国青年税理士連盟が誕生した。

この目的は申すまでもなく、全国青年税理士の研鑽と親睦、税理士会の発展と税理士の社会的地位の向上である。

われわれ青年税理士は、難関といわれる国家試験をパスし、大いなる希望に燃えて開業にふみ切っているのであるが、現実には孤独感と不安の連続で、暗夜に手探りの状態が実体ではなからうか。又、税理士の社会的地位、税理士会の姿は、われわれの期待していた理想とは、かけ離れている面も、決して少なくない。全国青税連は、これらの青年税理士の持つている悩み、難問を、一つ一つ着実に解決し、特に新入会員の精神的ささ

遠方の友に捧ぐ

大阪 新 田 義 信

えとなり、将来の希望と努力に光明を与え、税理士の社会的地位を確保しなければならぬ。

そのためには、全国の青年税理士が一人残らず一丸となって立ち上がり、權威ある税理士制度を確立するものは、「我々青年税理士である。」という信念を持たなければならぬ。

大都市には、すでに青税連が組織化されているが、その力は、決して強いとはいえない。北は北海道から、南は九州まで全国の青年税理士が、全国青税連の組織の下に、相互に固い結束をし、力強い青税連を築き上げ、我々青年税理士の理想とする税理士制度を確立しようではないか。

全国津々浦々の青年税理士の諸君、我々は一人ぼっちではないのだ。お互いに手を結び、相互連絡を密にし、情報の交換を図り、確固たる信念をもって我々の時代を築き上げようではないか。

原稿募集!!

研究文・論文等随時、投稿下さい。十五字詰原稿用紙、十枚以内。投稿は発行所宛。

そして足早に底冷えの季節が古都に近づいているのです。

古都秋色

京都 吉田 一郎

四季折々の京都の風物、景観、行事等については、いままでいろいろな紹介され、今さら、拙文を綴ることもないと思います。

ただ、私の知るところ、これらの筆者の方々がほとんど京都に生れ京都で生活している人々ではないことす。いわゆる「旅の人」の目で書かれていることである。京都の秋は、繁華街にあふれる

中高生の制服姿ではじまり、過ぎゆく夏の名残もそこに、畳のひんやりとした感触に秋をふと感じる頃には、早や各地より修学旅行生が集ってくる。観光バスで各所を廻って疲れ、夜の街々に京土産を求めての彼等には、過去から現代のほんの一面しか見せないのだ。

「古都の秋」を、諸兄が、本當

に満足しようと思われぬなら、せめて京都に半年は滞在していただきたいと思う。京都の街は、そしてそこに生活している人は、過去の歴史の流れの中で生きてゆくたゆみ、容易にその本性をあらわさず、そして表面は、微笑を、柔かさをつたえている。丁度、世慣れた、女々のように。ただありきたり、口説ではなく、機知をひらめかせ、或いは甘え、京都の街の素顔や素肌を、たずねて下さい。京都の秋は、その素晴らしさを本當に見せてくれるのは、十一月の末か

ら十二月の下旬にかけてではないだろうか。観光客・紅葉客も、そろそろ数少なくなり、年末のあわただしさが始まる前の、いわゆる「観光」としては一種の真空状態ともいえる短時間に、古都の秋は、その真の姿を見せてくれるのです。

又、晴雨の時、東の間の浅れ陽に輝く大小の石仏、洛西奥嵯峨の化野念仏寺。又、しがたの積込時、しそくの香りが、ただよう洛北大原の里。春を織る織機を昼食時に止めた娘達の日溜りに、街路樹

各単位会だより

名青税

さきごろ、株式会社監査制度改正試案が公表され、各方面からの意見をとりまとめたうえ、本年度末には法制審議会の答申をえて次の国会には政府改正案が上程される見込みである。

納税者および税理士の権益擁護につながる商法改正試案に対する対策は、集眉の急を要する問題である。名古屋会法対策実行委員会には、多数の名青税会員が所属しており、商法改正試案修正運動の原動力として積極的に問題と取り組んでいる。この熱意と行動力が名古屋会を通じて、連合会の全国的運動への推進力となることを期待している昨今である。

次に研修部で行った事務所経営実態調査の集計結果は、どのような形で会員に配布するか本会で検討中であるが、貴重な資料として前評判は極めて高いようで、公表のあかつきには名青税に対する本会会員の評価も一段と高まるのではないかとと思われる。

厚生部主催の全青税野球大会も愈々旬日に迫り、野球部員は毎土曜日の午後、青空の下に白球を追って日の落ちるのを知らず、ひそかに優勝をねらっているのか……青年よ大志を抱け！ (深草)

東青税

東京青税連は、過般公表された商法改正に関する民事局参事官室試案を重視し、九月十三日箱根に於て役員研修会を開催し、商法改正問題、税理士法改正問題をあらゆる角度から検討を加えた結果、去る十月十二日(土)税理士会館

において臨時総会を招集、満場一致で商法改正反対、税理士法改正促進を決議し大会宣言を公表した。この問題に関し制度部においては明大教授野間繁先生を講師に商法学者の広い視野からの考えかたを明らかにするため、講習会を開催して好評を得、試案に対するガイダンスを会員に配布するなど意欲的に対処しており、又東京税理士会に対して本連盟より商法改正対策特別委員に多くの会員を加えて、青税連らしい自主的な見解を関係団体に反映すべく努力を続けている。(役員研修会の講習内容をテープに収録してありますのでご活用頂き問題点を把握して頂ければ幸甚です)又親睦と研究活動の推進ということで厚生部、研究部も趣味の同好会、青税セミの設置を提唱するなどそれぞれ独自の活動を展開している。更に全国組織の強化を目標に東北、北海道など未組織地区へのアプローチに専

大青税

念しており、その第一弾として九月二十一日(土)福島県郡山市に前田宣久君を派遣し、地元の税試同友会と商法問題を中心として、現在われわれ税理士の当面する諸問題を話し合い彼我の交流に一段の前進を見た。(鈴木)

大阪合同青年税理士連盟は、結成以来四年を迎え「親睦」と研さんを目的として、約四百人の会員を擁し、これを本部と三支部に分かち、本部は業界向上の為に、各支部は会員の利益と幸福のため、それぞれ独自の事業計画を立て活動が続けている。

また、親睦と研さんのみにとどまらず、会員家族同士の親交も行なっている。松茸狩り、運動会(本格的に)名所見学等々、厚生部員にご苦勞をかけ家族、特に子供中心の計画が評判がよいので回を重ねている。

近く大阪合同会に「役員選任規則」改正の議がある。主な問題点として、

- (1) 推せん制か直接選挙制か
 - (2) 三選禁止条項削除の是非
 - (3) 名誉会長制の新設の是非
- の三点がある。わが大青税としては選挙対策本部を設置し、税理士のための税理士会たらしめる全員を選任するよう、努力する覚悟である。(青木)

顧問先の繁栄のために力を注がれる先生方にお薦めしたいのです

やさしく読め——読みたくなるように編集された

顧問先配布用「月刊会計ニュース」をご利用下さい。

日税連編集「税理士会の簡易帳簿」 発売元
 会計事務所専用 N K T 書式
 東京税理士会・大阪合同税理士会制定の業務書式印刷

日本経営通信社

本社 東京都新宿区諏訪町 227
 電話(361)6531・6205(363)3401
 支社 大阪 (251) 8928・2281 ~ 4
 別府 0977 (3) 0 5 1 0

——ご一報いただければ
 見本・案内書お送りいたします。——